

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日とす)

目次

- ◇規 則 鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
米飯提供業者の登録
- ◇選管告示 不在者投票管理者をおくことのできる保護施設
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施

規 則

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十八号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「四百円」を「四百二十円」に、「三百七十円」を「三

百九十円」に改め、同条第三項中「三百七十円」を「三百九十円」に改める。

第六条第二項中「百三十五円」を「百六十五円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 適用日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当等の支給については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当等支給規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に訓練手当の受給資格を有する者に支給された基本手当及び受講手当は、この規則による改正後の鳥取県訓練手当等支給規則の規定による基本手当及び受講手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第四百五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	法第三十七 条第五項の 都道府県名	申出の受理の年月日
竹内内科 小児科医院	鳥取市本町五丁目 二〇二番地	全 国	昭和四十三年五月 一日
福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四	"	十五日
竹内 医 院	気高郡気高町 大字浜村字西浜七八三	"	"
中本内科医院	東伯郡東伯町 大字八橋一、七四〇	"	四月一日

鳥取県告示第四百五十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登 録 年 月 日	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
倉振第一 二五六号	昭三三、二	岩本トシ子	光好ホルモン	東伯郡羽合町大字 字光吉二〇五	住所に同じ。
二五七	"	藤木 定	のり平	字山田一七八 三朝町大	東伯郡三朝町大字 三朝九六七の六

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項第一号の規定により、不在者投票管理者をおくことのできる保護施設を次の

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む）】

とおりに指定する。

昭和四十三年六月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

保護施設名 所 在 地

社会福祉法人敬仁会館 倉吉市余戸谷町三、五六五番地

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年六月十一日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十三年六月十八日 午後二時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

倉吉市魚町二五五八

山下 幹子